

資料3-3

(案)

大 阪 府 環 境 審 議 会
地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会運営要領

第1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「審議会条例」という。）第6条第2項の規定により、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について検討を行うため、大阪府環境審議会に地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組 織

- (1) 部会は審議会条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- ① 審議会条例第2条第1項第1号に規定する委員 5名以内
② 審議会条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名
- (2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(付 則)

この要領は、平成 年 月 日から施行する。